

博士論文審査基準

(1) 趣旨

「同志社大学大学院総合政策科学研究科は、同志社大学大学院学則第6条の9第2項に基づき、博士學位論文に係る評価の客観性及び厳格性を確保するため、あらかじめ明示した基準にしたがって審査を適切に行うものとする。」

(2) 審査基準

博士學位論文の審査に当たっては、大学院学則を踏まえ、次に掲げる各基準を総合的に評価し、博士學位論文としての水準に達していることを必要とする。

①内容的要件

・研究テーマの妥当性

- 1) 研究目的とその必要性、学術的・社会的意義を明確に述べているか
- 2) 当該テーマの研究意義および独自性、進歩性、有用性等を説得的に明示しているか

・研究方法の妥当性

- 1) 先行業績の研究成果について幅広く十分に調査し、その知見を前提として議論を展開しているか
- 2) 研究テーマおよび問題設定に対して適切な研究方法を選択しているか

・独創性（オリジナリティ）

- 1) 研究テーマおよび問題設定、分析方法、結論等に注目すべき独創性が認められるか
- 2) 当該テーマに関する従来の研究に対して、独自の新たな知見を提示しているか

・学際性・総合性

- 1) 研究テーマおよび問題設定、分析方法、結論等において学際性及び総合性が認められるか

・結論、結果の適切性、明確性

- 1) 結論がそれまでの展開を踏まえて論理的かつ明確に導出されているか
- 2) 結論に至る議論の展開が十分な論拠に支えられているか。また、結果に対する考察は適切か

・社会、学界等への貢献、将来的発展性

- 1) 社会、学界への貢献が期待されるか
- 2) 当該研究の今後の発展、可能性を示しているか

②形式的要件

・規定字数、枚数の要件を満たしているか。

・論文構成、文献の引用方法、注・図表・資料・参考文献リストの取扱いが適切になされているか。

「同志社大学大学院学則」第7条第4項に基づき、外国語文献の引用及び参考文献としての掲示が適切になされているか。

(参考資料)

「同志社大学大学院学則」

第7条 博士の学位を得ようとする者は、大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程2年又は修士課程2年を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績により博士課程の前期課程又は修士課程を在学1年以上で修了した者の在学期間に関しては、博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者又は専門職学位課程を修了した者については、3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語によく通じていることを一条件とする。